

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群 スクリーニング検査助成実施要綱

平成20年4月21日 制 定

令和8年9月25日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）は、健康起因による交通事故防止並びに労働災害事故防止のため、従業員であるトラックドライバー（以下「運転者」という。）を対象に睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）のスクリーニング検査を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 岩ト協会員事業者で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

2、前項の会員については、入会から6ヶ月を経過した後に様式1-1「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書」を提出し、検査・医療機関へ予約したSASスクリーニング検査に限り、助成の対象とする。

(検査医療機関)

第3条 検査・医療機関は全ト協及び岩ト協が認めたSAS対策に積極的に取り組んでいる検査・医療機関とする。

(検査の種類と助成額)

第4条 1人あたり検査費用の2分の1とし、次の金額を上限とする。但し、1事業者に対する助成は、年度当初の会員名簿記載の車両台数の3分の1（端数切り上げ）を上限とする。

(1) 一次検査 1人あたり上限500円

健康保険適用外である一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）

(2) 二次検査 1人あたり上限2,000円

健康保険適用外である二次検査（パルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

- 2、原則、一次・二次検査セットでの受診を対象とする。
- 3、検査費用は消費税を含む。
- 4、国からの補助金が交付されたスクリーニング検査については助成しない。

(申請期間)

第5条 助成の対象とする申請期間は、検査を受診する当該年度の4月1日から12月27日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに事前申請を行い、翌年1月末日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までに実績報告を行うものとする。また、検査の実施は申請期間内に完了し、且つ代金の支払いが完了するものとする。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

(申請方法)

第6条 事業者は、様式1-1「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書」に希望する検査・医療機関を決定のうえ、事前に岩ト協に申請し、承認を得るものとする。

- 2、承認後、事業者は検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。
- 3、事業者は、検査にあたり、様式1-2「スクリーニング検査申込書兼委任状」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを事業者が保管するものとする。また、事業者は、スクリーニング検査申込者（以下「申込者」という。）が申込書兼委任状の写しを求めたときには当該者の欄のみの写しを交付するものとする。なお、申込書兼委任状の取り扱いについては、指定検査・医療機関及び事業者は個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流出などの無いよう充分注意しなければならない。
- 4、事業者は、検査終了後に様式1-3「スクリーニング検査実績報告書」（以下「実績報告書」という。）、指定検査・医療機関発行の検査費用明細書の写し、支払いを証する書類として領収書の写し（領収書が入手できない場合には、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）を添付し、岩ト協に申請するものとする。
- 5、事前申請を取り下げる場合は、速やかに岩ト協に報告するものとする。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者

名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

（助成金の交付）

第7条 岩ト協は、事業者から前条の実績報告書の提出があったときには、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

（助成金の返還）

第8条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他）

第9条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（S A S）スクリーニング検査助成制度交付要綱」を適用する。

（附則）

1. 本要綱は平成23年4月1日より適用する。
2. 平成21年4月21日一部改正
3. 平成22年4月26日一部改正
4. 平成29年3月17日一部改正
5. 令和2年4月1日一部改正
6. 令和3年4月1日一部改正
7. 令和6年4月1日一部改正
8. 令和7年4月1日一部改正
9. 令和8年9月25日一部改正

※岩卜協「認定検査・医療機関」

医療法人社団愛成会

社団医療法人啓愛会 美希病院（令和6年6月18日追加）